

広島県水道広域連合企業団決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団決裁規程（令和４年広島県水道広域連合企業団管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前				
(地方機関の長の専決事項) <u>第11条 地方機関の長は、別表4に掲げる事項について専決することができる。</u> (委任規定) <u>第12条 (略)</u> 別表第1 (第8条関係) <table><tr><th>経営部長の専決事項</th></tr><tr><td> (1) (略) <u>(2) 広島県水道広域連合企業団情報公開条例第7条第1項及び第2項の規定による行政文書の開示決定等又は同条例第19条の規定による開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する処分</u> <u>(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項若しくは第2項の規定による保有個人情報の開示決定等、同法第93条第1項若しくは第2項の規定による保有個人情報の訂正決定等、同法第101条第1項若しくは第2項の規定による保有個人情報の利用停止決定等又は同法第76条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求、同法第90条第1項の規定による保有個人情報の訂正の請求若しくは同法第98条第1項の規定による保有個人情報の利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求に対する処分</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) (略)</u> <u>(13) 課長（課長相当職を含む。次号におい</u> </td></tr></table>	経営部長の専決事項	(1) (略) <u>(2) 広島県水道広域連合企業団情報公開条例第7条第1項及び第2項の規定による行政文書の開示決定等又は同条例第19条の規定による開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する処分</u> <u>(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項若しくは第2項の規定による保有個人情報の開示決定等、同法第93条第1項若しくは第2項の規定による保有個人情報の訂正決定等、同法第101条第1項若しくは第2項の規定による保有個人情報の利用停止決定等又は同法第76条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求、同法第90条第1項の規定による保有個人情報の訂正の請求若しくは同法第98条第1項の規定による保有個人情報の利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求に対する処分</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) (略)</u> <u>(13) 課長（課長相当職を含む。次号におい</u>	(委任規定) <u>第11条 (略)</u> 別表第1 (第8条関係) <table><tr><th>経営部長の専決事項</th></tr><tr><td> (1) (略) <u>(2) (略)</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u> </td></tr></table>	経営部長の専決事項	(1) (略) <u>(2) (略)</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u>
経営部長の専決事項					
(1) (略) <u>(2) 広島県水道広域連合企業団情報公開条例第7条第1項及び第2項の規定による行政文書の開示決定等又は同条例第19条の規定による開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する処分</u> <u>(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項若しくは第2項の規定による保有個人情報の開示決定等、同法第93条第1項若しくは第2項の規定による保有個人情報の訂正決定等、同法第101条第1項若しくは第2項の規定による保有個人情報の利用停止決定等又は同法第76条第1項の規定による保有個人情報の開示の請求、同法第90条第1項の規定による保有個人情報の訂正の請求若しくは同法第98条第1項の規定による保有個人情報の利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求に対する処分</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) (略)</u> <u>(13) 課長（課長相当職を含む。次号におい</u>					
経営部長の専決事項					
(1) (略) <u>(2) (略)</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u>					

て同じ。)の職務専念義務の免除及び休暇の承認 <u>(14) 課長の旅行の命令及び報告の受理</u> <u>(15) 所長の1週間を超える休暇の承認</u> <u>(16) 所長の1週間を超える県外旅行の命令及び報告の受理</u> <u>(17) 職員の自己啓発等休業の承認及び取消し</u> <u>(18) 職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認及び取消し</u> <u>(19) 職員の介護支援部分休暇の承認及び取消し</u> <u>(20) (略)</u> <u>(21) 第8号及び第10号に掲げる事項のほか、1件3,000万円未満の支出予算の執行</u> <u>(22) (略)</u>			
別表第2 (第8条関係)			
<table><tr><th>課長及びセンター長の専決事項</th></tr><tr><td> <u>(1)―(3) (略)</u> <u>(4) 広島県水道広域連合企業団情報公開条例第7条第1項及び第2項の規定による行政文書の開示決定等</u> <u>(5) 個人情報の保護に関する法律第82条第1項又は第2項の規定による保有個人情報の開示決定等、同法第93条第1項又は第2項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同法第101条第1項又は第2項の規定による保有個人情報の利用停止決定等</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) (略)</u> <u>(13) (略)</u> <u>(14) (略)</u> <u>(15) 予定価格2,000万円未満の物品及び占有動産の管理及び出納通知</u> <u>(16) (略)</u> <u>(17) (略)</u> <u>(18) (略)</u> <u>(19) (略)</u> <u>(20) (略)</u> <u>(21) (略)</u> <u>(22) 収入金の徴収</u> <u>(23) 収支の原因となる行為について決裁を経たものの収入の通知及び支出命令</u> <u>(24) (略)</u> </td></tr></table>	課長及びセンター長の専決事項	<u>(1)―(3) (略)</u> <u>(4) 広島県水道広域連合企業団情報公開条例第7条第1項及び第2項の規定による行政文書の開示決定等</u> <u>(5) 個人情報の保護に関する法律第82条第1項又は第2項の規定による保有個人情報の開示決定等、同法第93条第1項又は第2項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同法第101条第1項又は第2項の規定による保有個人情報の利用停止決定等</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) (略)</u> <u>(13) (略)</u> <u>(14) (略)</u> <u>(15) 予定価格2,000万円未満の物品及び占有動産の管理及び出納通知</u> <u>(16) (略)</u> <u>(17) (略)</u> <u>(18) (略)</u> <u>(19) (略)</u> <u>(20) (略)</u> <u>(21) (略)</u> <u>(22) 収入金の徴収</u> <u>(23) 収支の原因となる行為について決裁を経たものの収入の通知及び支出命令</u> <u>(24) (略)</u>	
課長及びセンター長の専決事項			
<u>(1)―(3) (略)</u> <u>(4) 広島県水道広域連合企業団情報公開条例第7条第1項及び第2項の規定による行政文書の開示決定等</u> <u>(5) 個人情報の保護に関する法律第82条第1項又は第2項の規定による保有個人情報の開示決定等、同法第93条第1項又は第2項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同法第101条第1項又は第2項の規定による保有個人情報の利用停止決定等</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) (略)</u> <u>(13) (略)</u> <u>(14) (略)</u> <u>(15) 予定価格2,000万円未満の物品及び占有動産の管理及び出納通知</u> <u>(16) (略)</u> <u>(17) (略)</u> <u>(18) (略)</u> <u>(19) (略)</u> <u>(20) (略)</u> <u>(21) (略)</u> <u>(22) 収入金の徴収</u> <u>(23) 収支の原因となる行為について決裁を経たものの収入の通知及び支出命令</u> <u>(24) (略)</u>			

	<u>(11) (略)</u> <u>(12) 第6号及び第8号に掲げる事項のほか、1件3,000万円未満の支出予算の執行</u> <u>(13) (略)</u>		
別表第2 (第8条関係)			
<table><tr><th>課長及びセンター長の専決事項</th></tr><tr><td> <u>(1)―(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) (略)</u> <u>(13) (略)</u> <u>(14) (略)</u> <u>(15) (略)</u> <u>(16) (略)</u> <u>(17) (略)</u> <u>(18) (略)</u> <u>(19) (略)</u> </td></tr></table>	課長及びセンター長の専決事項	<u>(1)―(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) (略)</u> <u>(13) (略)</u> <u>(14) (略)</u> <u>(15) (略)</u> <u>(16) (略)</u> <u>(17) (略)</u> <u>(18) (略)</u> <u>(19) (略)</u>	
課長及びセンター長の専決事項			
<u>(1)―(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) (略)</u> <u>(13) (略)</u> <u>(14) (略)</u> <u>(15) (略)</u> <u>(16) (略)</u> <u>(17) (略)</u> <u>(18) (略)</u> <u>(19) (略)</u>			

(25) <u>職員の職務専念義務の免除、休暇の承認及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第7項の規定による年次有給休暇の時季指定</u> (26) <u>職員の旅行の命令及び報告の受理</u> (27) <u>職員の休憩時間の短縮</u> (28) <u>職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令</u> (29) <u>職員の週休日の振替え、時間外勤務代休時間の指定及び休日の代休日の指定</u> (30) <u>育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間の割振り</u> (31) <u>育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職の週休日の決定</u> (32) <u>育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の承認</u> (33) <u>育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限</u> (34) <u>職員の部分休業の承認及び取消し</u> (35) <u>職員の扶養親族の認定</u> (36) <u>職員の住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る確認及び決定</u> (37) <u>職員の身分、給与及び通勤の証明</u> (38) <u>預り金、有価証券及びたな卸資産等の出納通知</u> (39) <u>第11号、第12号、第14号、第17及び第19号に掲げる事項のほか、1件が1,500万円未満の予算の執行</u> (40) <u>前各号に掲げる事項のほか、事務の内容が前各号に類すると認められるもの</u>	(20) <u>第9号、第10号、第12号、第14号及び第16号に掲げる事項のほか、1件が1,500万円未満の予算の執行</u> (21) <u>前各号に掲げる事項のほか、事務の内容が前各号に類すると認められるもの</u>
---	---

別表第3（第8条関係）	
グループリーダーの専決事項	グループリーダーの専決事項
(1)―(5)（略） (6) 旅費に係る収入の通知及び支出命令 (7) 職員に対する職員き章の交付 (8)（略） (9) <u>収支の原因となる行為について決裁を経たものの1件50万円未満（事務局長が指定するグループのリーダーは1,500万円未満）の収入の通知及び支出命令（職員に支給する旅費に係るものを除く。）</u> (10) <u>1件50万円未満の支出に関する検査職員の指定</u> (11) <u>予定価格50万円未満の物品及び占有動産の管理及び出納通知</u> (12)（略） (13) <u>各種台帳等の調整及び縦覧並びに閲覧</u>	(6) <u>各種台帳等の調整及び縦覧並びに閲覧の許可等</u> (7)（略） (8)（略）

の許可等 (14) (略)	(9) (略)
別表第4 (第11条関係) 地方機関の長の専決事項 (1) 広島県水道広域連合企業団情報公開条例第7条第1項及び第2項の規定による行政文書の開示決定等 (2) 個人情報の保護に関する法律第82条第1項又は第2項の規定による保有個人情報の開示決定等、同法第93条第1項又は第2項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同法第101条第1項又は第2項の規定による保有個人情報の利用停止決定等 (3) 前2号に掲げる事項のほか、事務の内容が前2号に類すると認められるもの	

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。